

再処理工場のウラン試験時に発生が予想されるトラブル等とその対応(No.7-5)

件名	工具落下による中和廃液ポンプの機器破損	
事象の概要	<p>(1) 発生場所: 機器 分離建屋: 中和廃液ポンプ</p> <p>(2) 発生の状況 ウラン試験期間中設備点検時</p> <p>(3) 概要 グレーチングの上で機器の点検作業を実施していたところ、誤ってグレーチングの隙間から工具を落として直下にあった中和廃液ポンプの一部を破損させ、試薬廃液設備が停止</p> <p>*他の建屋も含め同種の作業においても、同様な事象の発生が予想される。</p>	
事象による影響	<p>(1) 工場外への影響 工場外への影響は生じない。 分離建屋の換気設備が稼働している系統及び室内での事象並びにそれに伴う復旧作業であり、放射性物質の放出等の工場外への影響は生じない。</p> <p>(2) 安全性への影響 安全上の問題は生じない。 中和廃液ポンプの故障に伴い、試薬廃液設備の運転を停止するため、これ以上の事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。</p> <p>(3) 作業員への影響 作業員への影響は生じない。 中和廃液ポンプの復旧作業は、定められた放射線管理要領に従い、作業計画に沿って効率的に作業を進めることにより、作業員への影響は生じない。</p> <p>(4) 他工程への影響 他工程への影響は生じない。 定められた保守作業手順に従い、破損した機器を修理することで早期に復旧が可能であり、他工程への影響は生じない。</p>	
対応の概要	<p>(1) 破損状況を確認する。</p> <p>(2) 放射性物質などの漏えいがある場合は、漏えい拡大防止対策を講じ、除染を行った後、予め定められた保守手順書に従い、故障箇所の復旧を実施する。</p> <p>(3) 復旧箇所に異常のないことを確認した後、予め定められた手順に従い運転を再開する。</p>	
公表区分	翌平日に公表(ホームページへ掲載)	
対応区分	<p>(a) 運転継続しながら復旧</p> <p>(b) 運転系統を切り替えて復旧</p> <p>(c) 当該機器を停止して復旧</p> <p>(d) 当該設備を停止して復旧</p> <p>(e) 影響範囲の設備を停止</p>	<p>国際評価尺度 (INES) のレベル</p> <p style="text-align: center;">0以下 1 2 3 4 5 6 7</p> <p>(レベル2以下は工場外への影響はない) 放射性物質の外部放出 工場外への影響</p> <p>日本原燃による評価: レベル0以下</p> <p>放射性物質による汚染、被ばく等 工場内への影響</p> <p>運転時制御室からの逸脱等 多重防護の劣化</p>

